



目次	ページ
告 示	
○令和4年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	1
○土地改良区の定款変更の認可（" "）	1
○土地改良事業の計画変更の認可（山田堰井筋土地改良区）（" "）	2
○県営土地改良事業の計画の定め（緊急耐震工事計画）（3件）（" "）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（4・22揭示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（" "）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（" "）	3
入札公告	
○一般競争入札（高知県IP電話サービス提供業務）の公告（管財課）	4
落札公告	
○落札者等の公告（地産地消・外商課）	5
○落札者等の公告（教育委員会事務局教育政策課）	5

告 示

高知県告示第513号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及

び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

- 令和4年5月17日
高知県知事 濱田 省司
- 1 男子及び女子（令和4年8月、9月及び11月並びに令和5年3月及び4月採用予定）
（1）募集期間
随時（最終期限は、令和4年6月1日（水））
（2）試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和4年6月11日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地
備考 筆記試験及び適性検査は、原則として、令和4年6月4日（土）から同月8日（水）までの間（筆記試験及び適性検査は、同日内に実施すること。）に、受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。		

- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第514号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

- 令和4年5月17日
高知県知事 濱田 省司
- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・宿毛市橋上町出井字上篠平山465の1・字篠平山466の3（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任し、及び就任した役員の出があった。
令和4年5月17日

役名	氏名	住 所
高知県知事 濱田 省司		
(退任)		
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野833番地
"	山本 實	" " 上岡2672番地
"	河崎 勝實	" 吉川町吉原1198番地1
"	浜口 正憲	南国市浜改田398番地の1
"	島内 幹夫	" 物部83番地
"	下司 雅英	" 久枝54番地
監事	山崎 憲章	香南市野市町東野253番地
"	濱田 暁	南国市前浜2332番地
(就任)		
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野833番地
"	山本 實	" " 上岡2672番地
"	河崎 勝實	" 吉川町吉原1198番地1
"	浜口 正憲	南国市浜改田398番地の1
"	島内 幹夫	" 物部83番地
"	下司 雅英	" 久枝54番地
監事	濱田 暁	南国市前浜2332番地
"	眞邊 慶一	香南市野市町みどり野二丁目9番地

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、野市下井堰土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出があった。  
令和4年5月17日

| 役名          | 氏名    | 住 所            |
|-------------|-------|----------------|
| 高知県知事 濱田 省司 |       |                |
| (退任)        |       |                |
| 理事          | 山本 道生 | 香南市野市町下井1457番地 |
| (就任)        |       |                |
| 理事          | 貞弘 昌利 | 香南市野市町下井1499番地 |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、物部川土地改良区連合の定款の変更を令和4年4月19日に認可した。
なお、この認可については、この認可があったことを知った日

の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、山田堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を令和4年4月19日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（寺中池地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年5月17日から同年6月14日まで
- 3 縦覧場所
宿毛市役所
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（竹島地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧

に供する。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年5月17日から同年6月14日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（入野地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年5月17日から同年6月14日まで
- 3 縦覧場所
黒潮町役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月17日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和4年7月19日（火）から同月27日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
令和4年7月25日（月）から同月27日までの3日間
 - (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習
受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和4年6月13日(月)及び14日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和4年6月15日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
令和4年6月20日(月)から同月22日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第73号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,931人である。
令和4年4月22日(揭示済)
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第74号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,090人である。
令和4年4月22日(揭示済)
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第75号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
令和4年4月22日(揭示済)
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,447人
室戸市・東洋町選挙区	4,431人
安芸市・芸西村選挙区	5,911人
南国市選挙区	13,096人
土佐市選挙区	7,537人
須崎市選挙区	5,902人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,541人
土佐清水市選挙区	3,813人

四万十市選挙区	9,436人
香南市選挙区	9,309人
香美市選挙区	7,387人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,016人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,194人
吾川郡選挙区	7,918人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,199人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,590人
黒潮町選挙区	3,123人

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年5月17日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量
高知県 I P 電話サービス提供業務 一式
- (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 特定役務の契約期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 特定役務の履行期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和9年3月31日まで。ただし、I P 電話サービスへの切替えについては、令和5年3月31日までに完了させること。
- (5) 特定役務の履行場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、I P 電話サービスへの切替後の1年間に係る月額固定料金及び通話料金(予定通話単位数を乗じて得た金額)を合算した額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4の規定に該当しない者であること。

- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であって、電気通信役務を迅速かつ適切に提供することができるものであること。
 - (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県総務部管財課
電話番号088-823-9322
 - (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
令和4年5月17日(火)から同年6月7日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
イ ダウンロードによる交付の場合
令和4年5月17日午前9時から同年6月7日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>)で交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和4年6月27日(月)午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年6月24日(金)正午までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 高知本町ビル 3階B室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月7日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手續における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年6月3日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも

<p>に、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be procured: Provision of Kochi Prefecture's Voice over Internet Protocol 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 7 June 2022</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 27 June 2022</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by noon on Friday 24 June 2022</p> <p>(5) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9322</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和4年5月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和4年度食品生産管理高度化支援事業委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県産業振興推進部地産地消・外商課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月25日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 一般社団法人高知県食品衛生協会 高知市丸ノ内二丁目4番11号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 33,016,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p>	<p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和4年5月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県教育長 長岡 幹泰</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県立学校ネットワーク再構築（ローカルブレイクアウト）運用保守委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月25日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 90,948,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p>	
--	---	--